

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について

平成24年度の税制改正により、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）という制度が創設されました。これは、国の法律ではなく市町村の条例で税の負担軽減を決定するものです。

岡谷市では、固定資産税・都市計画税に係る特例割合について、岡谷市市税条例第57条の2、附則第10条の2各項目及び岡谷市都市計画税条例附則に規定しています。

詳細については次の表をご覧ください。

わがまち特例一覧

項 目		地方税法 関係条文	市条例 関係条文	取得時期の要件	資産	特例割合	適用期間	
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		法第349条の3第27項	第57条の2第1項	認可後	家屋 償却	2分の1	期限なし	
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		第349条の3第28項	第57条の2第2項	認可後	家屋 償却	2分の1	期限なし	
事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		法第349条の3第29項	第57条の2第3項	認可後	家屋 償却	2分の1	期限なし	
公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	2分の1	期限なし	
	下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項	R4. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	5分の4	期限なし <small>※R4. 3までの取得の場合は、特例割合が異なる</small>	
認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生緊急整備地域	法附則第15条第15項本文	市税条例附則第10条の2第3項 市都市計画条例附則第2号	H27. 4. 1～ R5. 3. 31	家屋 償却	5分の3	課税の年度から5年度分	
	特定都市再生緊急整備地域	法附則第15条第15項ただし書き	市税条例附則第10条の2第3項 市都市計画条例附則第2号	H27. 4. 1～ R5. 3. 31	家屋 償却	2分の1	課税の年度から5年度分	
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備	1,000kw未満	法附則第15条第26項第1号イ	附則第10条の2第4項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
		1,000kw以上	法附則第15条第26項第2号イ	附則第10条の2第8項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	4分の3	課税の年度から3年度分
	風力発電設備	20kw未満	法附則第15条第26項第2号ロ	附則第10条の2第9項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	4分の3	課税の年度から3年度分
		20kw以上	法附則第15条第26項第1号ロ	附則第10条の2第5項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
	水力発電設備	5,000kw未満	法附則第15条第26項第3号イ	附則第10条の2第11項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	2分の1	課税の年度から3年度分
		5,000kw以上	法附則第15条第26項第2号ハ	附則第10条の2第10項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	4分の3	課税の年度から3年度分
	地熱発電設備	1,000kw未満	法附則第15条第26項第1号ハ	附則第10条の2第6項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
		1,000kw以上	法附則第15条第26項第3号ロ	附則第10条の2第12項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	2分の1	課税の年度から3年度分
	バイオマス発電設備	10,000kw以上 20,000kw未満	法附則第15条第26項第1号ニ	附則第10条の2第7項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から3年度分
		10,000kw未満	法附則第15条第26項第3号ハ	附則第10条の2第13項	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	償却	2分の1	課税の年度から3年度分
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置		法附則第15条第29項	附則第10条の2第14項	H29. 4. 1～ R5. 3. 31	償却	3分の2	課税の年度から5年度分	
企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置		法附則第15条第33項	市税条例附則第10条の2第15項 市都市計画条例附則第3条	H29. 4. 1～ R5. 3. 31	土地 家屋 償却	2分の1	補助開始日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	
緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地に係る課税標準の特例措置		法附則第15条第34項	市税条例附則第10条の2第16項 市都市計画条例附則第4条	都市緑地法等一部改正施行日～ R5. 3. 31	土地	3分の2	設置日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	
浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置		法附則第15条第39項	附則第10条の2第17項	R2. 4. 1～ R5. 3. 31	土地	3分の2	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	
雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置		法附則第15条第43項	附則第10条の2第18項	特定都市河川浸水被害対策法等一部改正施行日～ R6. 3. 31	償却	3分の1	期限なし	
貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置		法附則第15条第44項	市税条例附則第10条の2第19項 市都市計画条例附則第6条	R4. 4. 1～ R7. 3. 31	土地	4分の3	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	
サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置		法附則第15条の8第2項	附則第10条の2第20項	H27. 4. 1～ R5. 3. 31	家屋	3分の2	課税の年度から5年度分	
新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		法附則第64条	附則第10条の2第21項	R3. 4. 1～ R5. 3. 31	家屋 償却	0（ゼロ）	課税の年度から3年度分	